

福島市縄文文様デザイン

使用マニュアル



福島市教育委員会文化課

平成29年11月

基本設定



宮畑遺跡と和台遺跡という、2つの縄文時代の史跡が存在する福島市を全国へPRすることを目的に作成。

宮畑の地に暮らした縄文人が実際に使用した土器の文様である、「雲形文(くもがたもん)」を基に、縄文のまつりを象徴する炎のイメージを加えることで、縄文時代から現代、希望ある復興から未来へと福島市が躍動するデザインとなっている。

※色の設定は自由

(例)



遵守事項

- 1 許可された目的及び用途のみに使用すること。
- 2 デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 市が定めた縦横比、形等を正しく使用すること。
ただし、色・大きさの改変、上下・左右の向き変更、デザインの連続使用は可能。
- 4 商標権、意匠権等の知的財産を取得しないこと。
- 5 デザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- 6 デザインを使用する場合、原則としてデザインの名称（縄文文様デザイン）等を表記すること。

使用例

その① 名刺



その② チラシ



禁止事例

✕ 縦横比を変えない



✕ 変形しない



✕ 品質公認等の誤解を
与える表記をしない



✕ イメージを損なう
使用をしない



福島市縄文文様デザイン使用取扱要領

第4条（使用の範囲） 次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

- （1）福島市の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。
- （2）法令あるいは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （3）福島市が特定の個人、政党又は宗教を支援又は公認していると誤認されるおそれがあるとき。
- （4）その他、市長がデザインの使用が不相当と認めるとき。

上記の各号に該当すると判断する事例

- 風俗営業法に基づく許可申請（※）を要する営業の種類
- 酒類を取り扱う行為
- タバコを取り扱う行為
- 公営競技を含むギャンブル
- 暴力・乱暴・粗野な行為
- 青少年の健全な育成に反する行為

※風俗営業法許可申請

種別	営業の種類	定義の概要
1号	社交飲食店、料理店、 キャバレー、クラブ等	客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
2号	低照度飲食店 (喫茶店、バー等)	客に飲食をさせる営業で、営業所内の照度10ルクス以下 (1号を除く)
3号	区画席飲食店 (喫茶店、バー等)	客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、 かつ、その広さが5㎡以下の客席を設ける営業
4号	まあじゃん屋、 ぱちんこ屋等	客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
5号	ゲームセンター等	本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある 遊技設備により客に遊技をさせる営業(4号を除く)

名称表記

原則としてデザインの名称（縄文文様デザイン）等を表記すること。文字の大きさ、書体は自由とする。



縄文文様デザイン



縄文文様デザイン

※デザインの使用方法によっては、表記不要とする場合もありますので、事前にご相談ください。

<例> 模様として連続使用する場合
食品等に使用する場合 等

使用状況の確認

デザインの使用状況を確認するため、使用物品の確認や使用実績の調査を実施する場合は、資料等を提出すること。

使用許可期間

許可した日の属する年度内を期限とする。

問い合わせ先

福島市教育委員会文化課埋蔵文化財係
〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号
TEL 024-535-1111 (内線5375、5376)
FAX 024-536-2128